

議案第 1 1 号

清水町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 1 0 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

清水町職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 26 年清水町条例第 10
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の服
務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段
の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。